

## 令和2年度第2回富山地方最低賃金審議会

### 参考配付資料

- No. 1 第54期富山地方最低賃金審議会委員名簿
- No. 2 第54期富山地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- No. 3 第54期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- No. 4 第54期富山地方最低賃金審議会運営規程
- No. 5 第54期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- No. 6 第54期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

## 第54期富山地方最低賃金審議会委員名簿

令和2年4月1日現在

	氏名	現職等
公益代表委員	おまた さやか 小股 清香	作井法律事務所 弁護士
	やなぎはら さちこ 柳原 佐智子	富山大学 経済学部 経営学科 教授
	◎ なが お はるあき 長尾 治明	元 富山国際大学 教授
	○ たかくら ふみと 高倉 史人	高岡法科大学 法学部 教授
	きもと きよあき 木元 清明	富山短期大学 経営情報学科 学科長 教授
労働者代表委員	なかの ときお 中野 時夫	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	はまもり ひでき 浜守 秀樹	日本労働組合総連合会富山県連合会 事務局長
	もりかわ ゆきお 森川 幸夫	電機連合富山地方協議会 事務局長
	いしがき あつひろ 石垣 敦浩	自動車総連富山地方協議会 議長
	あるが ひであき 有賀 英明	イオンリテールワーカーズユニオン マックスバリュ MV長野(株)グループ議長 兼 マックスバリュ MV北陸(株)グループ事務局長
使用者代表委員	やさか のぶゆき 矢坂 信幸	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事 事務局長
	えした おさむ 江下 修	富山県中小企業団体中央会 常任理事 事務局長
	はった まさと 八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長
	ふじい あけみ 藤井 明美	株式会社アポケアとやま 代表取締役社長
	もうり れいこ 毛利 禮子	有限会社三桂電機 取締役

任期:平成31年4月1日から令和3年3月31日まで(中野委員は令和元年11月21日から) (敬称略)

◎:会長 ○:会長代理

第54期富山地方最低賃金審議会  
運営小委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	現職等
公益代表委員	長尾 治明	元 富山国際大学 教授
	小股 清香	作井法律事務所 弁護士
	柳原 佐智子	富山大学 経済学部 経営学科 教授
労働者代表委員	(沢井晴夫委員退任に伴う欠員)	
	森川 幸夫	電機連合富山地方協議会 事務局長
	石垣 敦浩	自動車総連富山地方協議会 議長
使用者代表委員	矢坂 信幸	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事 事務局長
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 常任理事 事務局長
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和3年3月31日まで

第54期富山地方最低賃金審議会  
特別小委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	現職等
公益代表委員	長尾 治明	元 富山国際大学 教授
	小股 清香	作井法律事務所 弁護士
	木元 清明	富山短期大学 経営情報学科 学科長 教授
労働者代表委員	(沢井晴夫委員退任に伴う欠員)	
	森川 幸夫	電機連合富山地方協議会 事務局長
	石垣 敦浩	自動車総連富山地方協議会 議長
使用者代表委員	矢坂 信幸	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事 事務局長
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 常任理事 事務局長
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和3年3月31日まで

## 第54期富山地方最低賃金審議会運営規程

### (規程の目的)

第1条 この規程は、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の要請があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

### (小委員会等)

第3条 会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細部にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

#### (意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、審議経過を付し、答申書、建議書又は議決書をその都度富山労働局長に送付するものとする。

#### (小委員会等の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該委員会等に諮って定める。

#### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

#### (附則)

第1条 この規程は、令和元年5月28日から施行する。

## 第54期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

### (設置及び目的)

第1条 富山地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、富山地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を設置する。

2 運営小委員会は、会議の円滑かつ効率的な審議及び運営を図るため富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の審議及び運営に関する基本的な事項について審議することを目的とする。

### (構成)

第2条 運営小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3名で構成する。

2 運営小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

### (委員長等)

第3条 運営小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議)

第4条 運営小委員会の会議は、委員長が招集する。

### (審議事項の報告)

第5条 運営小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

### (附則)

第1条 この規程は、令和元年5月28日から施行する。

## 第54期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

### (設置及び目的)

第1条 富山地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。

2 特別小委員会は、最低賃金法第15条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

### (構成)

第2条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3名で構成する。

2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

### (委員長等)

第3条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議)

第4条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

### (意見の聴取)

第5条 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

### (審議事項の報告)

第6条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。



(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

第1条 この規程は、令和元年7月8日から施行する。